

平成27年度

第8回いわき市教育委員会議事録

平成27年11月18日（水）



## 第 8 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成27年11月18日(水) 午後3時15分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教育長      | 吉 田 尚   |
| 教育長職務代理者 | 馬 目 順 一 |
| 委 員      | 蛭 田 優 子 |
| 委 員      | 山 本 もと子 |
| 委 員      | 根 本 紀太郎 |
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
- |                     |         |
|---------------------|---------|
| 教育部長                | 増 子 裕 昭 |
| 教育部次長兼総合調整担当        | 鈴 木 隆   |
| 学校教育推進室長            | 松 岡 勇 雄 |
| 中央公民館長              | 草 野 互   |
| いわき総合図書館長           | 夏 井 芳 徳 |
| 教育政策課長              | 松 島 良 一 |
| 教育政策課教育施設整備室長       | 猪 狩 孝   |
| 生涯学習課長              | 高 田 悟   |
| 文化・スポーツ課長           | 鈴 木 庄 寿 |
| 学校教育推進室学校教育課長       | 草 野 仁   |
| 学校教育推進室学校支援課長       | 長谷川 政 宣 |
| 教育政策課統括主幹兼課長補佐      | 木 村 晴 彦 |
| 教育政策課長補佐            | 金 成 晃 彦 |
| 教育政策課教育施設整備室主幹兼室長補佐 | 引 地 克 宏 |
| 生涯学習課長補佐            | 藤 原 良 基 |
| 文化・スポーツ課長補佐         | 篠 原 美 紀 |
| 文化・スポーツ課長補佐兼文化振興係長  | 久 野 征 浩 |
| 学校教育推進室学校教育課長補佐     | 太 則 子   |
| 学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐 | 柴 藪 聡   |
| 学校教育推進室学校教育課管理主事    | 猪 狩 照 良 |
| 教育政策課教育施設整備室主任専門技術員 | 鏝 健 一   |
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後4時38分

## 会議の概要

**教育長** ただ今より平成27年度第8回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はございません。書記には草野主任主査(兼)総務係長を任命します。会期は本日限りといたします。議事録への署名は、本日出席された委員の皆様をお願いいたします。

6教育長の報告でございます。(1)平成27年度12月補正予算についてでございます。初めに、生涯学習課長、よろしくお願ひいたします。

**生涯学習課長** 委員会資料の1ページをご覧いただきたいと思ひます。

教育長の報告(1)平成27年度12月補正予算歳入歳出予算総括表でございます。

まず、歳入でございますが、生涯学習課におきまして、補正額1億1,662万1,000円、補正後の額3億3,537万7,000円、文化・スポーツ課、補正額が3,486万7,000円、補正後の額が7億3,240万1,000円、学校支援課、8,622万4,000円の減、補正後の額が51億1,630万4,000円、合計といたしまして、生涯学習課・文化・スポーツ課・学校支援課3課の補正額の合計、6,526万4,000円、補正後の額が64億6,449万4,000円となります。

次に、歳出の部でございます。生涯学習課、補正額が1億1,662万1,000円、補正後の額が21億7,753万1,000円でございます。また、文化・スポーツ課、補正額が3,516万7,000円、補正後の額が28億6,908万4,000円でございます。最後に学校支援課、補正額が2,737万7,000円、補正後の額が95億6,485万2,000円でございます。総計でございますが、歳出の補正額総計が1億7,916万5,000円、補正後の額171億1,542万6,000円となります。

2ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、歳入の部、生涯学習課でございますが、生活拠点における交流促進事業費県補助金でございます。先ほど申し上げましたとおり、補正額1億1,662万1,000円、補正後の額同額でございます。これにつきましては、歳出の項に出てきます事業の歳入でございます。そちらのほうで御説明をさせていただきたいと存じます。

3ページをお開きいただきたいと思ひます。

横展開の資料でございますが、生涯学習課、鹿島公民館交流施設整備事業でございます。補正額が1億1,662万1,000円、財源といたしまして、福島県県費1億1,662万1,000円、同額でございます。補正後の額同額でございます。事業概要の欄をご覧いただきたいと思ひますが、これは、本市市民と双葉郡等からなる避難者との交流・憩いの場となる鹿島公民館の講堂を整備するため、所要額を補正するものでございます。財源といたしましては、福島県の生活拠点における交流促進事業補助金、これは平成27年に福島県が創設した補助制度でございますが、補助率は100%となっております。整備面積につきましては約240平米。平成28年秋ごろに着工いたしまして、年度末に竣工の予定でございます。

内容につきましては、本市は現在2万4,000人の避難者を受け入れております。市内に1,768戸の公営住宅の整備が予定されております。こうした中で、今後避難者の定着に向けましては、市民の皆様と避難者の方々との交流、あるいは避難者の皆様の交流の一層の促進に向けた取り組みがきわめて重要でございます。とりわけ小名浜地区につきましては、復興公営住宅の4割が整備されている。また、避難者御自身による土地取得も全体の3割に上ると

いう状況がございます。また、鹿島公民館におきましても、平成12年に、鹿島公民館の隣に丸山という小さな山があったんですが、これは地域振興協議会が中心となりまして、更地にする整備事業を行いまして、公民館西側の駐車場を確保したという経過がございます。

こうした経過を受けまして、平成14年から鹿島地区の交流人口の増大等に伴う整備の要望がかねてからございました。今般、小名浜地区の避難者と市民との交流、あるいは健康づくりの場の必要性、さらには地域住民の要望との合致が見られたことなど、さらに平成27年度におきまして、先ほど申しました福島県が予算化いたしました、避難者との交流促進に向けた事業の推進に向けた補助金、生活拠点における交流促進事業の活用事業、こうした事業の活用が可能となりましたことから、同公民館敷地に整備を進めることとしたところでございます。

本日お配りした資料でございますけれども、写真の資料があると思うんですけれども、一番上の写真がグーグルの航空写真から抜き出した鹿島地区の平面図でございます。鹿島地区の公民館の西側に大きな駐車スペースがございますが、1台白い車が停まっている土地、この土地につきましては、地域がこの土地を整備するに当たりまして、将来的な施設の整備箇所ということで、アスファルト整備をせず砂利敷きそのまま置かれている土地でございます。今般、この部分に四角の囲みがございますが、この部分に大体240平米程度の講堂を建てるものとしているものでございます。その内容につきましては、基本的には、先般、江名公民館で整備をいたしましたような講堂施設になりますが、詳細につきましては、今後、地域と協議をしながら詰めてまいりたいと考えております。

6ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為でございます。

生涯学習課債務負担行為でございます。4件ございます。まず、公民館清掃業務委託、公民館冷暖房（空調）給排水管理業務委託、文化センター電気設備冷暖房（空調）給排水管理業務委託、図書館資料等配送業務委託の4つで、一番上、公民館清掃業務委託につきましては、公民館の植田・内郷・常磐、規模の大きい公民館につきまして清掃業務を委託するものでございます。委託期間につきましては、平成27年度から平成29年度になりますが、平成28年度、平成29年度の2カ年の契約でございます。限度額の設定は2,127万7,000円でございます。

また、公民館冷暖房（空調）給排水管理業務委託につきましては、特にボイラー設備を使って冷暖房を行っている内郷・植田につきましては、ボイラー技師の常駐等が必要であるとの事情から債務負担行為をもって予算計上しているものでございます。委託期間は平成27年度から平成29年度の2年間、限度額は1,563万1,000円でございます。

また、文化センター電気設備冷暖房（空調）給排水管理業務委託につきましては、文化センターの設備に係る給排水管理業務委託でございます。期間は平成28年度から平成29年度の2年間、限度額は2,918万9,000円でございます。

最後に、図書館資料等配送業務委託につきましては、市内6図書館を、原則として1日2回巡回する移動図書館と連携しながら公民館図書予約配送を実施しているものでございます。期間は平成28年度1カ年、上限額は726万1,000円でございます。説明につきましては、以上でございます。

**教育長** それでは、引き続き、文化・スポーツ課長、お願いいたします。

**文化・スポーツ課長** それでは、2ページにお戻りいただきたいと思います。

12月補正予算の文化・スポーツ課に係る部分でございます。2件ございまして、1件目が福島再生加速化交付金、それから、次の生活拠点における交流促進事業費県補助金の2件記載がありますが、いずれも概要の欄にあります。鮫川河川敷に整備することになります。コミュニティ交流広場整備事業にかかる歳入となります。上の段の福島再生加速化交付金は国費となりまして、今回120万円の補正、次の2段目につきましては、県から充当される交流促進事業費県補助金3,366万7,000円でございます。事業内容は歳出の欄で説明いたします。

A3の3ページでございますが、上から2つ目、コミュニティ交流広場整備事業でございます。事業費は補正額の欄でございますが、事業費が3,516万7,000円、財源は記載のとおりでございます。一般財源に30万円記載がございますが、こちらは今年度特別交付税の補填がございますので、最終的には、市の持ち出しはない形の事業でございます。

事業の内容でございますが、東日本大震災、それから原発事故の影響で、双葉郡等からの被災者対応として、特に南部地区につきましては、勿来酒井に県の復興公営住宅の建設を平成29年度完成で進めている事業がございます。これが基幹事業となり、その復興公営住宅に入居する多くの双葉郡の皆様と、それから勿来を中心としたいわき市民との交流、特にパークゴルフ場、現在もお手製のパークゴルフができる場所がありますが、新たにコースを加えた中で交流広場を整備するものでございます。

内容につきましては、設計委託が2,100万円、ワークショップ開催が複数回開催で150万円、トイレ改修工事につきましては、河川敷につきましては、固定したトイレをつくることのできない状況ですので仮設2棟。それから、近隣の後宿公園にあります固定した従来の機能のトイレを改修する費用で1,266万7,000円見込んでいます。

次に、資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為補正の追加でございます。当課に係る分につきましては、下から3番目の1つ目が新舞子体育施設管理業務委託。こちらにつきましては、現在、新舞子敷地一帯に整備しておりますが、新たに整備する新舞子多目的運動場、それからフットボール場、それから体育館、テニスコート等を指定管理者に管理を委託することございまして、基本的には3年間の基本協定を本年度中に提携しますことから、期間については平成27年度から平成28年度でございます。平成28年度分につきましてはの限度額が3,364万9,000円。こちらにつきましては、年度協定を締結しながら1年間分の限度額を追加するものでございます。

次に、美術館清掃等業務委託でございますが、これにつきましては、美術館の清掃・警備・設備運転管理等の業務委託につきまして、複数年契約、この種のもので2年間という基準がございますので、平成27年度から平成28年度、平成29年度の期間で、限度額は7,259万円設定するものでございます。説明は以上でございます。

**教育長** 引き続き、学校支援課長、お願いいたします。

**学校支援課長** 資料2ページをご覧いただきたいと思います。

学校支援課歳入の補正でございます。

中学校災害復旧費国庫負担金8,622万4,000円の減、補正後の額4億3,770万6,000円でございます。豊間中学校敷地造成工事の工期延長に伴う平成27年度事業費の減による国庫負担金の減となっておりますが、4事業の補正が関連しております。

3ページの歳出をご覧ください。

真ん中から少し上が学校支援課でございます。4事業の一番上が豊間中学校敷地造成工事でございます。事業費2億4,673万円の減、補正後の額6,168万2,000円、これにつきましては、被災した豊間中学校敷地造成工事に係る工期を変更するため、所要額を補正するものでございます。継続補正と関連して説明申し上げた方がわかるものですから、5ページをお開きいただきたいと思っております。

ただ今申し上げた豊間中学校敷地造成事業の変更というところをご覧くださいと思っております。現在、補正前、現時点におきましては、平成25年度、平成26年度、平成27年度の3カ年度で10億2,840万円の総額で継続費補正をしております。その予定で平成25年度組んでおりましたけれども、昨年7月に豊間中におきましては、体育館を整備するという方針が決まりまして、その後、地質調査などを行いまして、本年6月に、この体育館の位置が決定いたしました。平成25年度、平成26年度、平成27年度に体育館を整備しないことを想定しての敷地造成でございましたものですから、体育館を整備するというので、この3カ年の継続費を5カ年の期間に変更するものでございます。ただ、敷地造成に係る事業費そのものを精査した結果、当初の総額で賄えるということで、額についての変更はせず、期間の延長ということで、5ページの平成27年度の3億841万2,000円を、平成27年度、平成28年度、平成29年度に工事の予想される実績に応じて配分したということで、平成27年度の3億841万2,000円から補正後の平成27年度の6,168万2,000円をマイナスしたものが2億4,673万円ということで、3ページにもう一度戻っていただきまして、△になっている2億4,673万円ということになります。ですから平成27年度の今設定している継続費から、今度5ページにありますように、3億841万2,000円を平成27年度、平成28年度、平成29年度の3カ年に分けたということで、マイナスの補正ということになります。総額は変わらずということでございます。

2つ目でございます。

江名中学校武道場改築工事、補正額8,393万2,000円、補正後の額1億94万円でございます。これにつきましては、被災した江名中学校武道場の改築工事を実施するため、所要額を補正するものでございます。このたび設計が終わりまして、その設計に基づいて工事を行うもので、2カ年度の継続費の設定でございます。

次に、田人中学校屋内運動場改築工事でございます。1億7,710万7,000円の補正で、補正後の額1億9,461万7,000円でございます。これにつきましては、被災した田人中学校屋内運動場の改築工事を実施するため、所要額を補正するものでございます。これも同じく体育館の設計が完了しまして、それに基づいての工事、2カ年の継続費の設定でございます。

次に、田人中学校プール改修工事でございます。1,306万8,000円の補正で、補正後の額1,443万1,000円でございます。今あるプールを中学生も使えるようにということでかさ上げをする工事がございます。これも設計が完了しまして、それを受けての改修工事、2カ年の継続費の設定でございます。

今申し上げた3ページの江名中の武道場、田人中の屋内運動場、田人中のプール改修工事

の3つの事業費の補正額を合わせたものが2億7,410万7,000円。5ページを見ていただきたいと思います。これが追加の継続費補正2億7,410万7,000円を2カ年の工事で行うもので、その追加というのがただ今申し上げました江名中の武道場、田人中の屋内運動場、田人中のプールの工事ということでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為補正、学校支援課、一番下でございます。

学校給食配送業務委託、限度額6億1,536万9,000円でございます。これは、学校給食の配送及び回収の業務委託でございます。平成28年度、平成29年度の2カ年分に当たるものでございますけれども、給食開始が来年4月7日ということで、運転執行から車の手配ということで、債務負担行為を行うことによりまして、円滑にこの業務を行うようにするために債務負担行為を設定するものでございます。指名競争入札によって行うもので、年明け1月下旬に入札をしたいと考えております。学校支援課は以上でございます。

**教育長** それでは、ただ今の12月補正について、生涯学習課、それから文化・スポーツ課、学校支援課から説明がありましたが、この件について、何か質問ございますか。

**委員** 3ページ、文化・スポーツ課のコミュニティ交流広場整備事業の丸印で書いてあるワークショップ開催は、どんなワークショップをやるのか教えていただけますか。

**文化・スポーツ課長** こちらにつきましては、現在中心になって使用しているパークゴルフ協会を中心とした、鮫川河川敷等に対する組織がございます。草刈り等の管理についても、この団体が行っております。また、近隣行政区、それから双葉郡からの利用者、代表者、それから双葉町の庁舎がいろんな町にありまして、行政機関もありますので、また関係する方々、特に復興交付金事業でございますので、復興庁からもどのような活用を行っていくのかということで、これまでヒアリングもございましたので、使い方、管理・運営といったことに、今申し上げた方と実際は月1～2回、今年度から補正が通った後、前段何回か行っておりますが、実際予算がつくのが12月補正ですので、その後、複数回行っていきながら進めていきたいということで考えております。事業実施自体は、工事が来年度の整備になりますので、ワークショップについては、継続している部分も含めてこのような規模で見ているものでございます。

**教育長** 広聴メニューでワークショップという言い方をしていますが、簡単に言うと関係者が集まって、どういうものが一番いいかという検討会をしている。それを積み重ねて、協議をしながらよりよいものをつくっていくということです。よろしいですか。ほかにございませんか。

**委員** 6ページ、債務負担行為補正とあるんですけども、すみません、これ、初めて見るような気がするのですが、どんなことなのかということと、それから御説明の中で、期間が平成27年度から平成29年度と書いてあるんですけど、一般的にいうと、平成27年度、平成28年度、平成29年度と思っちゃうんですけど、先ほど、それは全部2年間だよと。それから平成



27年度から平成28年度は1年間だよというような説明だったので、その辺の仕組みを教えてください。簡単に結構です。

**生涯学習課長** 債務負担行為につきましては、当初の予算でいうと4月1日からしか執行できないんですが、こうした保守業務等につきましては、間が空くということは許されません。したがって、年度内におきまして契約等の予算執行業務が伴います。ということで、前渡しとしてその年度のうちに予算化して、契約して、予算執行協議ができるようにという態勢を整えた上で、万全な形を整えて平成28年度、平成29年度の事業になる、そのための前倒しの予算化でございます。内容は平成28年度、平成29年度の2カ年ということになります。

**教育長** 準備をするために、平成27年度からということで、実際には来年度から2年間ということになると。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** それでは、7番目、議事に入っていきたいと思います。  
議案第1号いわき市公民館条例の改正について、生涯学習課長、よろしくお願いします。

**生涯学習課長** 資料7ページをご覧くださいと思います。  
議案第1号でございます。いわき市公民館条例の改正について。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、いわき市公民館条例の一部を改正する条例について、次のとおり市長に原案を送付する。平成27年11月18日提出、いわき市教育委員会教育長。  
お手元の別冊資料1の1ページをご覧くださいと思います。  
こちらで内容を説明させていただきたいと思います。  
公民館条例の改正についての改正要旨でございますが、現在、久之浜・大久支所と公民館の機能を一体的に集約した施設として、名称でございますが、「いわき市地域防災交流センター久之浜・大久ふれあい館」を、もともと支所があったところに整備中でございます。これは、平成28年3月に供用を開始する予定でございますが、今後同施設に、現在仮に置いてある久之浜公民館を移転することに伴いまして、条例に規定している当該公民館の位置を変更するため、その分についての所要の改正を行うものでございます。施行の期日につきましては、教育委員会が別途の規則で定める日とされております。  
参考といたしまして、現行の仮の久之浜公民館の位置でございますが、久之浜町西二丁目6番地の11、改正後は、もとの久之浜支所の位置でございます。久之浜町久之浜字中町32番地となっております。以下、2ページにつきましては本文、3ページにつきましては、ただ今申し上げましたことが新旧対照表となっております。説明につきましては、以上でございます。

**教育長** ただ今の説明に対し、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** それでは、お諮りいたします。議案第1号いわき市公民館条例の改正について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** それでは、議案第2号に移ります。

議案第2号文化・スポーツ分野の市長部局への事務移管に伴う条例改正について、文化・スポーツ課長、よろしく申し上げます。

**文化・スポーツ課長** それでは、資料の8ページでございます。

議案第2号文化・スポーツ分野の市長部局への事務移管に伴う条例改正について。

平成28年4月から文化・スポーツ分野の事務が、市長部局に移管されることに伴い、「いわき市スポーツ推進審議会条例」、「いわき市体育施設条例」、「いわき市草野心平記念館条例」の一部を次のとおり改正する。平成27年11月18日提出、いわき市教育委員会教育長。

詳細につきましては、別冊資料1で説明させていただきます。

別冊資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号関係として、文化・スポーツ分野の市長部局への事務移管に伴う条例改正についてでございます。これにつきましては、平成28年4月から文化・スポーツ分野の事務は、市長部局に移管される予定でありまして、1つとして、条例の制定がございます。当該事務移管を行うに当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、教育委員会の所管であるスポーツに関する事務及び文化に関する事務について、特例的に市長が管理、執行することとする旨を定めた条例を制定する必要があります。

2つとして、関連条例の改正ということで、この事務移管に伴いまして、教育委員会所管の次の3条例についても、これは一番上の条例の制定に伴う附則で、所要の改正を行うというものですが、そういった必要がございます。

3つとして事務移管に伴う対応につきましては、4ページの5のその他にも記載してありますが、総務部総務課が行うこととなっております。

あわせて、隣の5ページの逐条説明も参照いただきながら、太枠の中でございますが、新たな条例の制定につきましては、スポーツに関する事務及び文化に関する事務について、市長が管理、執行することを定めたいわき市教育に関する業務の職務権限の特例に関する条例を新たに制定するものでございます。

2つとして、関連条例の一括改正ということで、上記特例条例の附則におきまして、いわき市スポーツ推進審議会条例ほか、上に記載の2条例の改正に係る条文を盛り込みまして、一括して改正するものでございます。

資料の6ページには、具体的な内容を記載しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、(1)(2)の教育に関する事務は市長が管理し、及び執行することとするという内容でございます。

附則におきまして、施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行。

次に、いわき市スポーツ推進審議会条例改正関係でございますが、この条例の一部改正につきましては、いわき市スポーツ推進審議会条例の一部改正は、事務の所掌について、これまで教育委員会としていた部分を市長に改めるというものでございます。

次に、いわき市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、こちらにつきましては、現在の教育委員会から委嘱された委員が存在するわけでございますが、この委員につきましては、この一部改正により経過措置として、市長から審議会の委員として委嘱されたものとみなすと定めるものでございます。

次に、いわき市体育施設条例改正関係でございますが、いわき市体育施設条例の一部改正で、記載条例中の教育委員会を市長に改めるものでございます。

次のいわき市草野心平記念館条例改正関係ですが、いわき市草野心平記念館条例の一部改正で、記載条例中の教育委員会を市長に改めるものでございます。

次、7ページにつきましては、いわき市体育施設条例・いわき市草野心平記念館条例改正関係でございますが、いわき市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置につきましては、1行目の後段でございますが、この条例改正に伴い、改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会がした処分その他の行為または現に改正前の各条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の規定によりされたものとみなすという経過措置を定めるものでございます。

これら3条例の一部改正に係る新旧対照表につきましては、次の8ページから12ページまでに記載してありますので、御参照いただければと思います。説明は以上でございます。

**教育長** ただ今、説明がありました。質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** それでは、お諮りいたします。議案第2号文化・スポーツ分野の市長部局への事務移管に伴う条例改正について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** それでは、議案第3号に移らせていただきます。

工事請負契約の変更について（南部スタジアム改修工事）についてでございます。文化・スポーツ課長、よろしく申し上げます。

**文化・スポーツ課長** 続きまして、資料の9ページでございます。

議案第3号工事請負契約の変更について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成27年8月11日専決処分し、平成27年9月17日いわき市議会9月定例会において承認された南部スタジアム改修工事請負契約について次のとおり変更するため、工事請負契約の変更について、次のとおり市長に原案を送付する。平成27年11月18日提出、いわき市教育委員会教育長。

契約内容、金額でございます。変更前が2億2,658万4,000円、これに2,820万8,520円増の、変更後に記載しております2億5,479万2,520円に変更するものでございます。その理由につきましては、前段、専決処分の承認を得て契約締結された本工事について、工事に伴い発生

した残土の搬出先、当初につきましては南部スタジアム近隣の空き地を想定しておりましたが、土の量、それから、その場所につきましても不都合がございまして、小名浜市民運動場の土が足りない状況を踏まえて、搬出先を小名浜市民運動場などに変更することから、契約金額を変更するものでございます。

請負契約の概要につきましては、契約の相手方、日本道路株式会社いわき出張所、工期、工事概要につきましては、記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

**教育長** ただ今の説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** それでは、お諮りいたします。議案第3号工事請負契約の変更について（南部スタジアム改修工事）について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** それでは、続きまして、議案第4号、同じく工事請負契約の変更について、（いわき陸上競技場改修工事）について、文化・スポーツ課長、よろしくお願いします。

**文化・スポーツ課長** 引き続きまして、資料10ページでございます。

議案第4号工事請負契約の変更について。

地方教育行政の組織運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成27年6月25日いわき市議会6月定例会において議決されたいわき陸上競技場改修工事請負契約について次のとおり変更するため、工事請負契約の変更について、次のとおり市長に原案を送付する。平成27年11月18日提出、いわき市教育委員会教育長。

こちら、契約内容の変更は、契約金額でございます。変更前が4億7,088万円、これに4,870万1,520円増の、変更後の記載があります5億1,958万1,520円に変更するものでございます。

その理由につきましては、11ページでございますが、平成27年いわき市議会6月定例会におきまして議決された本工事について、土木工事標準積算基準等というものがございますが、これにつきましては、国が標準的な公示価格等を積算するため調査を行い、結果を反映し、積算基礎を設定している基準ですが、これの一部改正に伴う特例措置に該当するというところで、新積算基準に基づく契約金額とすること等から、契約金額を変更するものでございます。

請負契約の概要で、契約の相手方は、株式会社加地和組。工期、工事の概要につきましては記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

**教育長** ただ今の説明に対して、質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** それでは、お諮りいたします。議案第4号工事請負契約（いわき陸上競技場改修工事）

の変更について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** それでは続いて、議案第5号指定管理者の指定について、いわき市立新舞子体育館外4施設についてでございます。文化・スポーツ課長、説明お願いいたします。

**文化・スポーツ課長** 12ページでございます。

議案第5号指定管理者の指定について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、いわき市立新舞子体育館外4施設の指定管理者を指定するため、次のとおり市長に原案を送付する。平成27年11月18日提出、いわき市教育委員会教育長。

下の表でございますが、管理を行わせる施設の名称、記載の上から4つ、新舞子体育館、新舞子テニスコート、新舞子フットボール場、新舞子多目的運動場につきましては、指定管理者を10月30日に選定委員会を行ったところでございますが、指定管理者候補者として記載の日本フットボールヴィレッジ、いわゆるJヴィレッジの管理を現在もしている会社でございます。

それから、新舞子ヘルスプールにつきましては一般財団法人いわき勤労福祉事業団、こちらは、現在新舞子ハイツとヘルスプールの指定管理者になっております事業団でございますが、こちらは利用料金制によるヘルスプールと宿泊等の管理を一体として行うことで非公募、記載の指定の期間、どちらも3年になりますが、上の4つは公募、下の1つは利用料金制によるメリットをあわせて非公募で選定委員会をやっておりますが、基準をクリアした中でこの2社を指定管理者候補者として指定するという内容でございます。説明は以上でございます。

**教育長** ただ今の説明に対して、質問等ございますか。

**委員** 今のお話で、上の4つのものに対しては公募をしたと。一番下のヘルスプールについては非公募であったという説明でいいのかどうかということと、公募であった場合には、ほかにも応募してきたところもあったのかどうかということをお聞かせ願いますか。よろしく申し上げます。

**文化・スポーツ課長** 改めて申し上げますが、この5つは全て体育施設条例に位置づけたところでございますが、同じ体育施設でありながら、上の4つにつきましては、指定管理者が管理している状態とほぼ同じ中で、これまでも公募で行っておりますので、公募としたところでございますが、今回の公募の申請があった会社につきましては、4社ございまして、1社が下の段にあります勤労福祉事業団、それから株式会社ドーム、これは常磐に今大型の倉庫をつくっている、東京が本社の会社でございます。もう1つは株式会社アビック、これは水戸本社で、茨城大学教育学部とか、それから常総市の体育施設をミズノが請け負っておりますが、それを関連で体育施設部分を管理している実績がある会社、それから株式会社日本フ

ットボールヴィレッジ、これがJヴィレッジの管理会社ですが、この4社が先月の23日までに申請があった4社でございます。これらを、事業計画とか提案書という形で書類の提出を求めまして、庁内・庁外から構成される選定委員会で点数をつけるわけですね。評価をして一番基準に合ったのがこの社ですね。

なお、この下の非公募の理由につきましては、1つとして、その上にありますテニスコートと新舞子体育館を従来有料金制で行ってきたところございまして、特に新舞子テニススクールにつきましては、黒字といたしますか、利用料金制といたしますのは、利用者からお金をいただいたもので管理をします。市は一切大規模改修等以外は財源を支出せず、利用料金制の中で管理をするという方式でございます。指定管理という制度の場合は、一定の指定管理費を市が事業者を支払って、それで使用料を低廉なものにして運営するという方式でございます。プールのほうは会員制ということで、月4,200円であるとか5,000円という会費を、事業者が利用者からいただいて、それを基に運営経費に回すと。一方、上の4施設については、前段の議会でも使用料を定めさせていただいたところですが、ほかの体育施設レベル、もしくは中核市平均などを見据えた中で低廉な使用料を定め、それで不足する分については、市が指定管理料で事業者へ委託料を支払うという形をとるということです。ちょっと行ったり来たりしますが、新舞子ハイツ宿泊施設自体がまだ震災、特に原発事故の影響を受けた中で経営状況が悪いと。暫定的に非公募としている理由はいろいろの要素があり、一旦黒字であるこれまでの方式を継続して非公募ということで進めているものでございます。

**教育長** よろしいですか。そのほかございませんか。

選定委員会の中で、日本フットボールヴィレッジが指定管理を受ける形になったわけでございます。通称Jヴィレッジと言われているわけなんですけど、県のほうもJヴィレッジの復興については、先ほどもあったように、そこはもともと原発の作業員の住宅が建っていたんですが、早急にそれを取り払って再生利用すると。そういう意味では一体的な指定管理を受けることで、具体的な活用も視野に入ってくるのかなということも考えられるわけで、そんなことも含めて選定委員会の中では日本フットボールヴィレッジになったのではないかと報告を受けております。

よろしいでしょうか。

それでは、戻りますが、議案第5号指定管理者の指定について、いわき市立新舞子体育館外4施設について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** それでは、協議事項に入ってまいりたいと思います。

協議事項(1)「第三期いわき市子ども読書活動推進計画(素案)」について、生涯学習課長、説明願います。

**生涯学習課長** 第三期いわき市子ども読書活動推進計画についてでございます。

本計画につきましては、子どもたちが家庭や地域、または学校等で日常的に本と出会い、また読書に親しむことができるような機会を創出、またその環境づくりを進める、こうした

ことを目的といたしまして、平成13年度に、子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。これに基づきまして、国におきましては、平成14年に読書活動の推進に関する基本計画を策定いたしました。この流れの中で福島県では平成16年に、いわき市におきましては平成17年度に、第一期読書計画推進計画を策定したところでございます。現在では、平成23年度に策定いたしました第二期の読書計画を推進中でございますが、この計画が本年度をもって終期を迎えます。このことから、平成28年度から向こう5年間の計画としての第三期の子ども読書活動の推進を図る観点から、事務を進めているところでございます。

事務の進め方といたしましては、庁内の検討委員会といたしまして、例えば保育園等の取組み、あるいは障害をお持ちのお子様方に対する取組み等につきまして、保健福祉部またはこどもみらい部、さらには図書館や学校での取組み等につきまして、学校教育課あるいは総合教育センター、学校図書館等の職員を交えた形での庁内の検討委員会を今年の6月に策定をいたしました。

その後、第1回の検討委員会を6月に開催し、また6月中に市内の公民館、保育所のお子様方と保護者の皆さん、さらには10カ月健診にお見えの保護者の皆さんに対するアンケートを実施して、読み聞かせ等の実態についての調査を行いました。それ以降、検討委員会の中での協議等を進めながら、昨日、図書館協議会の皆様の御意見をいただいたものについて、本日、教育委員会の皆さんにお示しをしているところでございます。

今後、これを素案といたしまして、12月にパブリックコメントということで市民の意見をいただきまして、現在の予定では、いろいろ修正を加えながら来年2月に完成させ、4月から交付ということに臨みたいと考えております。なお、柱立てにつきまして、今、お手元の横展開の資料をご覧いただきたいと思いますが、第三期いわき市子ども読書活動推進計画（素案）の概要でございます。

計画の性格といたしましては、子どもたちが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が身につくように、家庭や学校、地域がそれぞれに果たすべき役割を明確にして、その活動を推進するために必要な取組みを体系的に示すものです。

主な柱立てといたしましては、下にありますように、第二期計画の成果と課題を受ける形で第三期計画の基本的な考え方、また基本目標に沿った形で、各セッションごとに行っている事業の体系化を行ったものでございます。

成果といたしましては、基本的には妊娠期の保護者を対象とした親子健康手帳を活用した啓発であるとか、乳幼児の親を対象とした健診会場での読み聞かせ、あるいはこんな絵本があるよとか、図書館から絵本を紹介する取組みを行っておりますが、こうした取組み、また、平成26年4月からスタートいたしました赤ちゃん絵本プレゼント、1歳児になったお子さんに絵本を選んでいただいてプレゼントする試みを進めておりますが、こうした市の取組み等も踏まえまして、家庭におけるゼロ歳から5歳児までの子どもに対する読み聞かせが広く根付いている状況が見受けられます。また、保育所・幼稚園におきまして、日常的に行われている絵本の読み聞かせ、あるいは紙芝居、さらに、その取組みをお迎えの際に保護者の皆様に見てもらったり、保護者参観で見ってもらったり、こういった活動を通じて保護者の読み聞かせの推奨にもつながっている現状があります。これが現在たくさんいらっしゃる、本がきらいな、必ずしも本が好きでない保護者の皆さんがいらっしゃるんですが、こういう皆さんに対しても小さいお子さんに対する読み聞かせの定着に結びついているのかなと考えてお

ります。

課題といたしましては、1つに、今、小・中学校での読書量につきましては、いろんな学校の取組みによりまして横ばい状態で維持をされている状況にございますけれども、今後、その拡大等にも向けまして、子どもたちがもっと読書習慣を身につけるような対応について今後も継続して取り組むことが必要だと考えております。

先般、11月13日に文化センターのロビーに展示をしておりますが、未来をつくる学校図書館ということで、各学校側が具体的にどんな取組みをしているのか、一生懸命事業に取り組んでいらっしゃるという姿はお示しをいただいているものと考えております。また、小・中学校における司書教諭の配置条件につきましては、12学級以上の学校では100%達成している状況にありますけれども、今進められている学校司書につきましては25名ということで、1人3校持っているとか、兼任している状況にある。また、中学校につきましては非常に少ない状況にあるということ踏まえて、今後、非常に役に立っているというような御意見をいただく学校が非常に多いことから、これにつきましても、将来に向けて適正な配置が必要なのではないかと考えております。

また、いわゆる中学生から高校生のヤングアダルト世代と言われている方々につきましても、やはり子どものころの読書が影響している部分、または部活動、家庭学習などが多忙になっている。あるいはやはり多様な趣味をお持ちだということもあって、読書離れが全体的に進んでいますが、やはりさまざまな悩みに直面していて、体・心が成長する重要な時期において、読書が重要な意味を果たしているというような観点から、今後こうした中学生・高校生に対する読書の推進につきましても、啓発等を一層強化していく必要があるんじゃないか。そういう課題の中で第三期計画の基本的な考え方の大きな柱として、1つとして、子どもの皆さん、お子さん方が本に親しむ機会を充実してやる。また、お子さん方が読書活動をするための環境を整備してやるということです。

また、今度は親の皆さんに対して、子どもの読書活動の大事さ、重要さの推進に向けて情報提供などの働きかけを行い理解の促進を行う。これを3つの目標に掲げて、それぞれ各福祉、図書館、あるいは学校側で現在進めていること、あるいは今後平成28年度以降新しく進めることにつきましても、こんな事業があるよということを体系的に整理したものでございます。柱立てにつきましては以上でございますが、ざくっとその構成につきましても、本文の素案のほうでご覧いただきたいと思います。

まずは1ページでございます。

目次がありますが、構成といたしましては、計画の策定にあたって、それから子どもの読書環境を取り巻く状況、第三章といたしまして、第二期計画の取組み・成果と課題、第四章といたしまして、それを受ける形で第三期計画の基本的な考え方、最後に第三期計画を今後どのように進めていくかというような考え方が示されております。

2ページ、3ページにつきましては、先ほど御説明をいたしました国の法律、また、県の基本計画の策定、推進計画の策定、また、いわき市における推進計画の策定の流れについて、御説明をさせていただいております。

4ページをお開きいただきますと、(5)計画の期間でございますが、これも先ほど申し上げたとおり、5カ年の計画ということで、平成28年度から平成32年度までの5カ年の計画としております。また子どもということで、かなり定義が多岐にわたっておりますけれども、本



計画における子どもの定義は、子どもの読書活動の推進に関する法律に規定してございます18歳以下の子ども、概ね乳幼児から高校生までの子どもたちを対象としてございます。

5ページは、平成27年4月から8月にかけて実施いたしましたアンケートの結果と、それに対して読み取る傾向についてそれぞれのページで説明をさせていただいております。市内の市立保育所及び市立幼稚園につきまして、保護者に対するアンケートを行ったほか、市内の10カ月の健診会場に御来場いただいた保護者の皆様に対して、その場でアンケートの記述をいただいたものでございます。配付数は下の表にございましたとおり、0歳児から5歳児までの保護者の皆様3,268件に対しまして、回答率77.3%、2,528件の御回答をいただいた結果でございます。

6ページにつきましては、家庭における読み聞かせの実施状況についての経年比較でございます。横軸にあります年齢につきまして、そのときの調査の方式が違うということで、ゼロ歳児・1歳児が平成27年度、平成22年度は4カ月・10カ月ということで、若干指標が違いますが、平成27年度のゼロ歳児・1歳児の状況と、そのほか4カ月児・10カ月の比較を単純にいたしますと、全体としては乳幼児に対する読み聞かせが、やはり近年いろんな働きかけもございまして定着してきているなという状況が読み取れるのかなと考えております。

7ページにつきましては、保護者の皆様の読書傾向ということで、保護者御自身が本を読むことが好きなのか、あるいはどっちでもないか、あるいはきらいかという区分ごとに、そういった方々がお子さんの読み聞かせに対して、どのような対応で臨んでいくのかということ进行调查したものでございます。全体としては、本を好きな親ほどきちんと読み聞かせを行ってきているという状況は見られますが、一方、一番下、本がきらいな方であっても、どういうわけか1歳児から2歳児の親については読み聞かせを行っている状況が強いというのがあって、やはりいろんな働きかけで、自分はきらいだけど子どもたちに本を読ませないといけないなというような思いの中で、若干1歳児・2歳に対しては、読み聞かせが多くなっているのかなと思います。こういった子どもたちに対する読み聞かせが今後の自主的な読書活動につながっているということを考えますと、この時期の子どもたちの傾向を大事にしながらか働きかけを行っていくことが必要なのかなという傾向がうかがえるものと考えております。

8ページでございますけれども、これは平日に親子がゆっくり過ごせる時間がどうなっているのか、これは昨今親御さんが忙しいということで、年々子どもたちと過ごす時間が短くなってきている事実が、この表の中でうかがえますが、そうした中でも最初の表にありましたように、子どもへの読み聞かせに関しまして、とりわけ乳幼児に関する読み聞かせが伸びているということは、こうした時間を子どもたちに対する読み聞かせで大事に使っているというような状況も読み取れるものと考えております。

今ほど申しましたのは、乳幼児・就学前児童に関する対応でございますけれども、9ページに関しましては、小・中学校、高校における読書量調査からについての結果でございますが、平成26年度の調査でございますが、市内の小学生の1カ月の平均読書冊数は10.2冊、中学生は2.4冊となっております。落ち込んでいるというよりは、小学生・中学生につきましては、基本的に低学年は見る絵本ということで何冊でも読めてしまうような絵本が、だんだん高学年になっていくにしたがって自主的な読書になっていくということで、1冊当たりの内容や読書時間に大きな変化があるということで、単純に小学生から中学生までに至る間

に読書が減るということではなくて、大体平均化していると。特に注目すべきは、平成21年から平成26年まで、過去5年間の流れで見ますと、伸びてはいずれに相変わらずいろんな働きかけに関わらず読書に関する実績は余り伸びてはいないんだなという状況です。また、高校生につきましては、1冊も読まない生徒が50%を超えているということで、読書量の減少傾向が、やはり高校生以上に関しては認められるのではないかなと考えてございます。

10ページ、11ページ、12ページにつきましては、第二期計画の取組みと成果と課題でございますが、今後の各部署ごとに行っている事業につきまして、具体的にこんな事業をこんなふうな形で行っているんだということは、コメントやさし絵、あるいは写真等を入れながら、具体的に目で見てわかるような形でページを構成したいと考えてございます。現在この内容については策定、調査中でございます。

13ページでございますが、成果と課題ということでありますけれども、これは先ほど総括表の中で、ある程度御説明をさせていただきましたので割愛をさせていただきますが、この成果の中で、少なくとも第二期の計画を策定したときには始まっていなかったけれども、その第二期の計画中に開始した事業については、ある一定の成果が見込めるのではないかとということで、先般、昨日も図書館協議会の皆さんから御意見をいただいたものの1つは、やはり赤ちゃん絵本プレゼントにつきましては、かなり事業の成果があるのではないかと御意見をいただきました。ただ、アンケート調査で実施したお母様の中でも、どうしてお子さん方に読み聞かせを始めたんですかというアンケートに対しまして、市からプレゼントがあったからという回答をいただいたというケースもございました。

また、保育園等で、保護者参観等のときに、本を貸し出したり、あるいは読み聞かせの状況を見ていただくということが、本をきれいな親へのアプローチとして効果があるのではないかと。また、健診のときに本があって非常に助かったと。その場でグループになってお子さん方に対して読み聞かせをしているような光景も散見される状況の中で、やっぱり関心なかった親がそういう姿を見て、家庭で子どもに読み聞かせをするような契機になっているのではないかと。そういった御意見も昨日の協議会の中では寄せられたところでございます。さらに学校の取組みの中では、学校司書の配置が始まりましたけれども、これにつきましては、やはり非常に役に立っているということで、どこに聞いても好意的な答えが聞かれるところです。ただ、やはりどうしても少ないね、7時間学校にいてくださったらいいのという御意見もいただいております。こうしたことが、今後に向けた課題、あるいはこれまでの取組みの成果と考えてございます。

14ページは第三期計画の基本的な考え方ということで、1つには、絵本の読み聞かせが子どもの成長に非常に有用であるということ。それから、乳幼児期の絵本の読み聞かせから始まる読書活動は、子どもたち自身の理解力、想像力、思考力、表現力の醸成に役に立つということ。また、読書と学力に非常に関連性があるというような調査結果も見られる。また、子どもたちの読書が多いほど、先ほど総合教育会議の中でも出ましたけれども、未来志向や自己肯定感が強まる傾向にあるということ。こうしたことも踏まえて、子どもに対する読書の推進を図るべきである。さらに特徴的なのは、地震、津波、原発事故と、三重の苦難を経験したいわきの子どもたちが生きる力を養いながら、きちんとした大人として成長していくためには、読書が極めて重要になるだろうと思います。こうしたことを基本理念の中で掲げております。

そんなことを踏まえて、「(仮) 読書で育む豊かな心、生き抜く力、いわきの子どもたちのきらきらした未来のために」、これをスローガンとして掲げて、先ほどお示しした3つの基本目標、子どもが本に親しむ機会の充実、子どもの読書のための環境の整備、あるいは親に向けて、子どもの読書活動についての情報提供による理解の促進、これを柱に本事業を展開していくこととしてございます。

17ページ以降につきましては、それぞれの基本目標ごとに各保健福祉部、あるいは図書館、学校での取組みを体系的に整理したものでございます。17ページにつきましては、家庭における読書活動の推進ということで、二重丸になっているのが新規の事業でございますが、とりわけ1歳の誕生日に絵本をプレゼントする「赤ちゃん絵本プレゼント事業」を平成26年4月から実施しておりますが、非常に効果が大きいということもあって、これにつきまして、きちんと定着を図っていくことが必要なのではないかと思います。

それから18ページでございますが、地域における読書活動の推進の項の中では、図書館等で取り組んでいる「この本よんだ？」という取組みの成果も上がってきております。加えて、市立図書館におきましては、子ども司書の養成事業、具体的には平成28年に総合図書館におきまして、夏休みの期間中、全市に募集をかけながら実施するということが1つ。こういった新しい取組みも踏まえながら、子どもを軸とした読書の積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

また、学校等における読書活動の推進③でございますけれども、今行っている図書ボランティア等による読み聞かせやブックトークの実施、あるいは保育所・幼稚園での読み聞かせ、紙芝居、市立図書館からの「光絵本セット」の貸し出しなどの取組みのほか、市立図書館からのテーマ別貸し出しなどを活用しながら、学校図書館を利用した学習活動の充実を図っていくことを大きな柱に掲げております。テーマ別貸し出しにつきましては、食育であるとか、あるいはユニバーサルデザインとか、国際理解であるとか、いろんな基本的なテーマごとに「これを読めばいいんじゃないの」ということで整理をした学習支援パックというもの、例えばテーマごとに30冊ぐらいずつパッケージにして、学校からの求めによって貸し出すような方法で学習活動の充実を図ります。

19ページは、支援を必要とする子どもの読書活動の推進ということで、福祉サイドのほうから障がいをお持ちのお子さんに対する読書活動の推進の対応、または母国語が日本語でない子どもたちに対する対応、さらには地域の事業といたしまして、保育所・幼稚園における統合教育や学校における支援学級・通級による指導を通じた、誰しものが楽しめる環境を進めたいというようなことでございます。

20ページでございますが、基本目標でございますが、読書のための環境の整備といたしまして、図書館を中心といたしまして、児童パスファインダーであるとか、ホームページによる情報発信であるとか、あるいは小・中学校までの子どもたちを対象とした「この本よんだ？」という本のパッケージであるとか、いろんな取組みをしていることに加えて、今後、新しい取組みとして、新聞記事や事典等データベース講習会を実施し、あるいは平成26年2月から開始しております図書館のFacebook等SNSを活用した情報発信、あるいは意見の紹介等を行ってまいりたいと考えているところです。

さらに21ページ、学校図書館の整備・充実につきましては、これも先ほどお示しましたような各学校で学校の司書教諭の皆様等を中心といたしまして、素晴らしい取組みをしてい

ただいておりますけれども、さらに、今後学校司書に対する読書及び情報活用に関する研修を実施しながら、学校司書の資質向上、さらには人員拡充に務めてまいりたいという方向性をお示ししてございます。

また、22ページ、連携・協力体制の構築に関しましては、現在におきましても図書館等と連携をしながら、職場体験あるいは読み聞かせボランティアの育成、それから新ボランティアの育成、講座などの事業を展開しているところですが、今後、幼稚園・保育所、小・中学校と市立図書館が連携をしながら、図書館見学などを実施するなど、学校と図書館と小学校や保育所・幼稚園に通っている子どもたちとの距離を縮めるような働きかけをしてまいりたいと考えております。

23ページ、子どもの読書活動に対する情報の提供でございますけれども、これについては、先ほどSNS等の活動がありましたけれども、これにつきましては新規の事業は記載ございませんけれども、今進めている図書館だよりや、あるいは保育所・幼稚園で行っている「保育所だより」「幼稚園だより」を通じた情報提供、さらには親子健康手帳やプレママ・プレパパクラスの機会を活用した情報提供、それから乳幼児健診等の場を活用した情報提供、あるいは本の紹介等を図ってまいりたいと考えております。

最後に、24ページは「子ども読書の日」等を活用した取組みの実施ということで、これも小・中学校について現在も取り組んでいるところでございますけれども、さらに、読書週間10月27日から11月初旬まで、こうした期間を通じてさまざまな取組みを行って、子どもへの読書の推進に向けた啓発を図ってまいりたいと考えています。

なお、今後の取組みといたしまして、先ほど御説明したとおり、25ページでございますけれども、まずは、この計画の策定に当たりまして、庁内の関係部署の職員によります子ども読書活動推進庁内検討委員会を設置したところでございますけれども、これまでの計画につきまして、計画をつくってそのままの状況で5カ年たっているという状況もありましたことから、本計画につきましては、毎年度、ここに今お示しをした具体的な事業に関しましては、その進捗状況であるとか、さらには新規事業であるとか、そういった見直し等を毎年度図ってまいりながら、活用できる計画として維持していきたいと考えてございます。説明につきましては、以上でございます。

**教育長** これは、委員の皆様を示すのは初めてですか。

**生涯学習課長** 初めてです。今般、これが結論ではなくて、いろいろ御意見を承りながら、今後來年の2月に向けまして、いい形に仕上げたいと考えています。本日は、こういった構成で今検討中でございますということで、御紹介ということで長くなりましたがそういった趣旨です。

**教育長** わかりました。ということで、まだこれからパブコメにかけたりとか、いろいろと手続があるようでございますが、今日初めての御説明ということで、いろいろ御意見あるだろうと思うんですが、ぜひ聞きたいと思うことがあれば、質問または御意見を承りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**委員** 別冊資料2のA3の開いた部分、右側の一番上なのですが、推進の方策について伺います。①②③とありますけれども、②の地域における読書活動の推進というのは、それぞれの地域にある図書館を意味するのでしょうか。

**生涯学習課長** これは市内の各施設におきまして、例えば、図書館であるとか、公民館とか、そういった施設でのお話し会等のイベントとか、あるいは求めに応じて出前講座等も派遣いたしますし、そういった施設の活動を通じた読書活動の推進というイメージでございます。

**教育長** そのほか質問等ございませんか。それでは、お忙しいのに申しわけございませんが、見ておいていただいて、また次回の教育委員会、または担当部署に御意見などいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

とりあえず協議事項(1)なのですが、第三期いわき市子ども読書活動推進計画（素案）」について、このような形で進めていってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** はい、ありがとうございます。

それでは、その他に移ります。

各種事業の開催についてでございます。

図書館古典文学講座「江戸時代の川柳を読む」の開催について、生涯学習課長。引き続きすみません、よろしく願います。

**生涯学習課長** 別冊資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

図書館古典文学講座「江戸時代の川柳を読む」、江戸時代の川柳につきましては、一読して理解できるものから、世俗、言葉、世相など、知っていないと理解できないものから、なぜ解きのようなものまでさまざまなものがあるということで、川柳を取り上げまして、当時の江戸の人々の生活・考え方を探るということで講座を実施するものでございます。詳細につきましては、いわき総合図書館長のほうから説明をいただきたいと思います。

**教育長** それでは、いわき総合図書館長、願います。

**いわき総合図書館長** この講座は、夏に方丈記を5回にわたって取り上げましたが、その第2弾ということで、今度は江戸時代の庶民の文化を代表する川柳を取り上げます。先ほど課長から説明がありましたが、江戸時代の川柳は、私たちが読んでもすぐに笑いがわかるものと、あと、どこをどう笑えばいいかわからないものもあるんですね。それは、江戸時代の人たちは間違いなく笑っていた。江戸時代の人たちはどこをどんなふうには笑っていたのかというのを、当時の社会情勢とか社会環境などをひもときながら解明していくという講座なんです。以上です。

**教育長** ただ今の説明で、何か質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** よろしいですか。

それでは、「平成27年度いわき市小・中学生版画展」の開催について、ほか3件を一括で、文化・スポーツ課長、お願いします。

**文化・スポーツ課長** 別冊資料の4ページでございます。

「平成27年度いわき市小・中学生版画展」の開催でございますが、こちらにつきましては、毎年恒例、特に空調設備の改修工事の際にも時期をずらしながら実施したということで、市内の児童・生徒が過去1年間に制作した版画作品、書画を展示します。日ごろの学習の成果を広く市民に紹介するとともに、児童生徒が造形学習や表現行為への興味と喜びを体験する機会として、さらなる創作意欲の向上を促すことを目的としてございます。

会期は、平成28年1月5日から1月24日まで。詳細は記載のとおりでございます。また、3の会場から9の会期中の催し物につきましては、記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

「第45回いわき市民美術展覧会」の開催についてでございます。こちらにつきましても恒例で、いわき市民及びいわき市ゆかりの者の作品の発表の場ということで、本市の美術文化の振興を図るものでございます。

開催期間及び作品搬入日につきましては、書の部から写真の部まで、それぞれの期間において順次開催する予定でございます。3の会場から13の開催期間中の催しにつきましては、記載のとおりでございます。なお、御手元に作品募集要項をお配りしておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして、資料8ページをお開きいただきたいと思います。

いわき市アンモナイトセンター冬休み企画展「琥珀の秘密展」の開催についてでございます。

中世代を代表する植物化石のコハクは、杉や松など樹木の樹脂が化石化したもので、本市では双葉層群笠松層から多く産出しておりまして、岩手県久慈市・千葉県銚子市と並び日本の三大コハク産地ともなっております。この中には昆虫が封入されたような珍しいものも存在し、また、市内の古墳・横穴墓からは、副葬品として勾玉や棗玉(なつめだま)などの装飾品が多数出土しているところでございます。

お手元にチラシをお配りしておりますが、茶色いものの左に注釈がありますが、これがコハク製の勾玉でございます。今回の展示につきましては、双葉層群笠松層から産出した昆虫入りのコハクを中心にして、平薄磯の遺跡から出土したコハク製玉類などを展示し、化石資料としてのコハクのほか、装飾品としても利用されたコハクの魅力についてわかりやすく展示する内容でございます。

開催期間は平成27年12月19日から翌年1月7日まででございます。3の会場から6の開催期間中の催しまでにつきましては記載のとおりでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

いわき市立草野心平記念文学館 平成27年度 冬の企画展「所蔵品展 草野心平のスケッチ」

の開催についてでございます。

詩人草野心平につきましては、詩や随筆などの文筆にとどまらず、その次の段落に記載がありますが、書画を初め多彩な創作活動を展開しています。これら心平のスケッチを取り上げまして、詩人独自の感性によって描かれた線と色彩の魅力を紹介するものでございます。お手元にチラシもございますが、このグリーンの鳥のスケッチでございますが、ここにありますように開催期間は平成28年1月9日から3月27日まででございます。

3の会場から8の期間中の催しにつきましては、記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

**教育長** はい、ありがとうございました。ただ今4点について説明いただきましたが、何か質問等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** よろしいですか。

それでは、その他(2)次回教育委員会の開催について、教育政策課長。

**教育政策課長** 次回の教育委員会は、12月25日金曜日午後1時30分から当会場で行いますので、出席方よろしくお願いいたします。

**教育長** それでは、長時間にわたりましたが、以上をもちまして、平成27年度第8回教育委員会を閉会したいと思います。